真庭市市税等滞納整理対策基本方針　令和３年(2021 年)10 月改定

【はじめに】

真庭市においては、市税や使用料等の滞納額が累積している状況を解決するため、平成 20 年 11 月に「真庭市市税等滞納整理対策本部」を設置し、翌年 10 月には収納向上対策の指針となる「真庭市市税等滞納整理対策基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定するとともに、個別債権の収納目標数値を設定し、全庁をあげて滞納額の削減に向けて取り組んできた。

また、平成 25 年４月には、市の債権に対する統一的な管理基準の整備と債権管理の適正化を目的にした「真庭市債権管理条例」を施行するとともに、債権回収の専門組織として債権回収対策課を立ち上げ、滞納整理の強化と充実を図ってきている。

これらの取り組みにより、それまで増加を続けていた市の滞納繰越額は、平成 23 年度から減少に転じ、とりわけ市税の滞納整理は、滞納処分を中心とした取り組みに移行して徴収の強化を図ったことにより、大きな成果をあげている。

こうした現状を踏まえ、これまで築いてきた組織体制や条例制定等の収納環境を収納率向上対策に活かすとともに、今後の社会環境の変化も見据え、目標数値の改定を行うこととする。

【基本方針】

Ⅰ　法令に基づく適正な債権管理

Ⅱ　初期滞納の徹底した抑制

Ⅲ　法的措置の取り組み強化

Ⅳ　関係機関、全庁一体となった取り組みの推進

Ⅴ　納付者の利便性向上と生活再建型滞納整理の推進

【具体的取組方針】

Ⅰ　法令に基づく適正な債権管理

①関係法令を遵守し、真庭市債権管理条例に基づく適正な債権管理を行う。

②市民負担の公平性を保つため、延滞金を徴収する。

③時効管理を徹底し、時効中断措置を執ることにより時効の完成（消滅）を防ぐ。

④回収見込みのない私債権の権利放棄を行い、管理業務の適正化を図る。

Ⅱ　初期滞納の徹底した抑制

①現年度滞納分に対する年度内徴収の取り組みを強化し、新規滞納の抑制を図る。

②電話や文書による催告の効果的活用を行う。

③保証人に対する請求や督促を早期に行う。

④納期内納付の促進を図る上で、口座振替の加入勧奨を行う。

⑤市民に対して、滞納整理強化の姿勢や取り組みの周知や啓発活動を実施する。

Ⅲ　法的措置の取り組み強化

①督促・催告等に応じない強制徴収公債権の滞納者に対しては、差押え等の滞納処分を厳正に実施する。

②督促・催告等に応じない非強制徴収公債権及び私債権は、裁判所を通じた強制執行等を実施する。

③滞納処分できる債権は情報の共有化を図り、効率的な徴収事務を遂行する。

④財産調査等により生活状況や納付資力を適正に把握し、徴収緩和措置を適切に行使する。

Ⅳ　関係機関、全庁一体となった取り組みの推進

①債権管理マニュアルを策定し、統一した取り組みで適正かつ速やかに債権処理を実施する。

②法的根拠に基づく行政サービスの制限を検討する。

③税務課債権回収対策室と各債権管理課の連携を強化し、全庁的な協同体制を構築する。

④税務課債権回収対策室の持っている強制徴収のノウハウを、全庁的に活用していく。

⑤研修会等の積極的な受講により、担当職員のレベルアップを図っていく。

Ⅴ　納付者の利便性向上と生活再建型滞納整理の推進

①納付者の利便性向上に向けた納付環境整備対策として、クレジット収納等の導入を検討する。

②滞納者とのきめ細かな納付相談や生活相談を実施し、市税等の納付意欲を喚起する。

③生活総合相談窓口による多重債務者との早期相談を実施し、支援と救済に取り組む。

【目標数値の設定】

この基本方針は、各部署の具体的取組方針として、今後５年間（R 元年度～R5 年度）の目標数値〈別紙１〉を設定し、滞納整理対策に努めることとし、毎年度実績を検証し必要に応じて見直していくこととする。